

丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度の導入に関するパブリックコメントと回答
 パブリックコメント受付期間: 令和4年12月21日～令和5年1月20日まで
 意見提出者: 1人 項目数: 3項目

No.	受付日	コメント方法			条	項等	意見の概要	趣旨 種別	丹波篠山市の考え方
		郵送	窓口	FAXメール					
1	12月21日			1	第3条		<p>1. 第3条について 東京都パートナーシップ宣誓制度に関する規則では、「届出者の双方又はいずれか一方が都において就業し、又は就学していること。」と、居住していなくても就業または就学していれば、宣誓の対象となっている。丹波篠山市においても同様に対象とすべきではないか。 市内に大学はないが、成人年齢が18才に引き下げられ、令和4年4月1日からは、女性の婚姻年齢が18才に引き上げられたため、高校生であっても18才以上は父母の同意なく婚姻できることとなった。市外から通学する生徒もいるため、パートナーシップ宣誓制度の対象とすべき。</p>		<p>東京都の制度では、「都内在勤・在住者」も対象としています。これは、東京都人権条例における「東京に集う多様な人々の人権が…」という趣旨及び首都である東京都の実情から対象にされています。 もちろん、丹波篠山市も自治基本条例における「市民」は、在住者及び在学・在勤者を対象にし、人権尊重のあたたかいまちづくり条例でも対象としています。 しかし、兵庫県内でも同制度を導入する自治体が増加し、阪神7市1町では、当事者の転入転出時の手続き負担軽減をはかる目的の協定があります。本市も制度導入後は、協定締結を予定しており、阪神間と制度を合わせる必要があります。成年年齢18歳以上を対象者とするのはもちろんですが、ご趣旨の「在学、在勤者を対象者」とすることについては、本市の実情から、今後の検討課題とします。</p>
2					4条1号		<p>2. 第4条(1)について 婚姻届を提出する場合に必要な書類は、婚姻届と戸籍謄本(夫となる人および妻となる人で、丹波篠山市に本籍がない方)のみである。市内在住者が宣誓する場合、住民票は不要とすべきではないか。そもそも住民票のデータは市が管理しているものであり、必要であれば、市の内部で確認すれば良い。ペーパーレスが推進される今、わざわざお金を払って住民票を取得し、紙で提出する理由がわからない。</p>		<p>法律婚ではありませんが、市が宣誓者に受領証、受領カードを発行する以上、市内在住の確認及び宣誓ができる者(独身)であるとの資格判断のため、住民票の写し、戸籍謄本等の添付が必要です。 なお、住民基本台帳法上、第三者が住民票等を取得できる場合は、その条件が厳格に規定され、担当課が審査しています。市の内部機関であっても同様で、法令に基づかず取得することはできません。したがって、手数料等はご負担願うこととなりますが、住民票等の提出が必要と考えます。</p>
3					5条		<p>3. 第5条について 性別違和等市長が特に理由があると認める場合とは、どのような場合か。東京都パートナーシップ宣誓制度実施要綱では、「当該通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できる官公署、就業先法人等の発行する書類」を提出すれば良いとなっている。市長が認める／認めないを決めるべき事項ではなく、本人の妥当な申請があれば十分ではないか。</p>		<p>東京都パートナーシップ宣誓制度に関する規則及び同要綱では、理由を問わず通称名等での届出及び、添付する書類のみ規定されています。 本市要綱では、通称名を使用できる例示として「性別違和等、市長が特に認める場合」としています。法律婚のような法的効果はありませんが、今後、行政サービス、民間サービスも拡充していくことから、社会生活上使用していることを前提としています。「性別違和等」の疎明資料までは求めません。しかし、無条件ではなく、本人の申し出により通称名使用を認めることとします。ご意見については、今後の検討課題とします。</p>